

北斗市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

問 市役所国保医療課 [内線122～125]

新たな被保険者証を送付します。

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限が7月31日で満了となるため、7月中に特定記録郵便で新しい被保険者証を郵送しますので、お手元に届きましたら差替えてご使用ください。

●国民健康保険被保険者証

現在の被保険者証
(緑色)



新しい被保険者証
(えんじ色)

新しい被保険者証の
有効期限
令和5年8月1日～令和6年7月31日



●後期高齢者医療被保険者証

現在の被保険者証
(橙色)



新しい被保険者証
(黄色)

新しい被保険者証の
有効期限
お手元に到着後～令和6年7月31日



限度額適用認定証

(限度額適用・標準負担額減額認定証)の
更新手続きをお忘れなく!

入院などで医療費が高額になる場合に、窓口での支払いを所得区分に応じた自己負担限度額に抑えることができる限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。

●国民健康保険加入者で、認定証をお持ちの方

現在ご使用の認定証の有効期限は7月31日をもって満了となるため、継続して使用される場合は、8月中に更新手続きを行ってください。

【更新手続きに必要なもの】

- ・国民健康保険被保険者証

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類(運転免許証など)

●後期高齢者医療制度加入者で、認定証をお持ちで引き続き交付対象となる方

7月中にお送りする被保険者証に同封しますので、8月1日からは新しい認定証をご使用ください。(水色→黄緑色に変わります。)

※国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者証は、それぞれ発送日が異なります。発送数が多いため、お届けするのに日数がかかる場合があります。

交通事故など、
第三者の行為により
ケガや病気をしたとき

相手のある事故やケンカなど、第三者の行為によって発生した傷病を「第三者行為による傷病」といいます。第三者行為による傷病にかかる医療費については、原則、加害者が全額負担すべきものとされており、健康保険を使用することはできません。また、医療費助成制度の受給者の方は、受給者証を使用することはできません。

北斗市国民健康保険加入者の方や、医療費助成制度の受給者の方で、第三者行為による負傷が原因で健康保険等を使用し治療を受けた場合は、国保医療課までご連絡ください。

●負傷原因の調査について
市では、国民健康保険の加入者に対して、医療機関等からの請求の内容を確認しています。

その内容から事故など第三者行為による傷病が疑われる場合、北海道国民健康保険団体連合会より負傷・疾病原因についてのお問い合わせや届出のお願いをしております。関係する書類が届きましたら、ご協力をお願いいたします。

問 市役所国保医療課国保係

[内線125]